

## 下川淵地区の人口と世帯数

令和5年3月末日現在( )は前月比

人口	9,370人 (-34)
男	4,579人 (-15)
女	4,791(-19)
世帯数	3,799世帯(±0)

令和5年5月1日 第522号

前橋市下川淵公民館



E-mail

# 館報 下川淵

〒379-2141 前橋市鶴光路町701

電話: 027-265-0651 FAX:027-265-5160 電子メール: d410213@city.maebashi.gunma.jp ホームページ <https://www.city.maebashi.gunma.jp/>

## トライアングルフェスタ 2023 (のびゆくこどものつどい・ふれあいの広場・花まつり)

日時 **5月27日(土)**  
9:30~12:00  
場所 **横手わせだ緑地公園**  
(雨天時: 下川淵公民館で開催)

みんなで参加  
みんなが主役

たくさん遊んで、たくさん体験!

いろいろなコーナーをまわると  
楽しい景品もらえるよ!



### ◆花の寄せ植えコンテスト

当日「花苗コーナー」で扱っているお花を使って寄せ植えをします(苗代は個人負担)。入選者には賞品があります。

申込み: 当日10時に「花苗コーナー」にお越しください。



### ◆花苗販売

どんなお花が買えるのか、当日のお楽しみ♪

### ◆花の写真展

庭の花、好きな花、旅で出会った花...  
素敵な花の写真が会場を飾ります。

### ◆フリーマーケット フリマ出店者さん大募集!

出店申込み: 下川淵公民館(5/19まで)

出店料: 無料(1区画1畳程度)

売り上げの一部寄付をお願いします。

もったいないものリサイクル♪

手作り商品も大歓迎! お子様の職業体験にも♪

### ◆子ども&ふれあいエリア ステージの出し物も!

- \*子どもヒップホップダンス
- \*ピンシャン! 元気体操
- \*グラウンドゴルフ・ホールインワン

### ◆子ども横丁 楽しいゲームのお店屋さんコーナー♪

- \*わなげ
- \*ペットボトルボウリング
- \*しゃてき



### ◆チャレンジ広場 いろいろなことにチャレンジしてみよう!

- \*ヨーヨーつり \*水彩画体験 \*手話体験
- \*カルタクイズ \*昔の遊び(竹馬、しゃぼん玉、あやとり)
- \*パトカー体験 \*消防車体験
- \*寄せ植えコンテスト \*花の写真展 \*七中生企画

### ◆ふれあい広場 知ってみよう! 見てもみよう!

- \*車椅子体験 \*アイマスク体験 \*健康コーナー
- \*スタージャイル \*ふれあい子育てコーナー

トライアングルフェスタ  
会場図（予定）

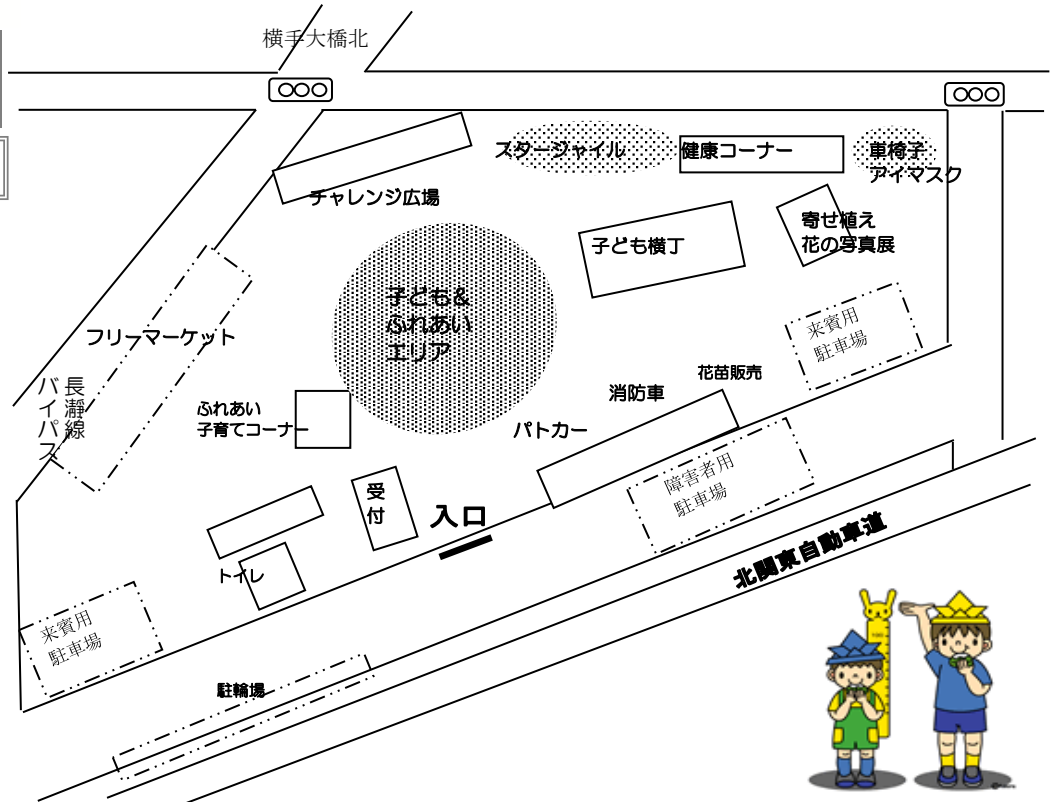
駐車場：産業技術センター

※車の乗り合わせ等でのご来場にご協力ください。

※会場内では、水分補給を除く飲食はご遠慮ください。

※雨天時の会場は下川淵公民館となります。

※ごみは各自持ち帰りをお願いします。



## 統計調査協力員を募集しています

統計調査実施時に調査対象となる世帯や事業所を訪問して、調査の説明、調査票の配布・回収などを行う統計調査協力員を募集しています。

- 対象：本市在住の20歳以上で、税務・警察・選挙などに直接関係がなく、調査で知り得た秘密を守れる方。
- 報酬：1調査3～5万円程度。
- 申込：随時。登録申請書等の記入が必要ですので、情報政策課までご連絡ください。

前橋市情報政策課統計分析係 027-898-6515（直通）

### 下川淵歴史シリーズ三七二

下川淵地区の戦後五十年  
六 昭和二十九年（前回の続き）  
その③〇

（一）群馬県の試案通り合併へ  
名残り惜しくも明治二十二年以来六十五年続いた町村の歴史に幕を閉じた。

○下川淵村解散式次第

- 一 開式のことば
- 一 表彰状、記念品贈呈
- 一 村長式辞
- 一 来賓祝辞
- 一 閉式のことば

※永年勤続表彰

- |         |        |
|---------|--------|
| 田中 英五郎様 | 加藤 采女様 |
| 植木 初男様  | 関 兵八様  |
| 横山 八五郎様 |        |

ところで合併に関して前記の七町村では次のような対応が図られた。

- ① 昭和二十九年（一九五四年度）予算、事業計画は各町村議決機関で決め、これを昭和二十九年二月二十日までに前橋市へ提出した。
- ② 旧町村役場が出張所となった。
- ③ 町村議会が消滅し、各町村に行政協議会（旧町村議会）が設置された。（一年間）
- ④ 農業委員会は、昭和二十九年七月までの改選期まで従来通りとした。

（二）その後の隣接町村の前橋市への合併状況  
南橋村では、さきに合併した七町村と同様の状況にあったが、一部に慎重論があり四月一日に合併が実現しなかった。しかし、昭和二十九年六月四日に同村大字上小出、川原の一部が前橋市に編入し、同年九月一日に残る南橋全域が合併した。

市立図書館下川淵分館からのお知らせ

☎265-7070 開館時間 火～金 10時～18時 土・日 10時～17時  
 【5月の休館日】1(月), 8(月), 15(月), 22(月), 29(月)

【お知らせ】

◇こども読書週間イベント「下川オリジナルらくがき帖」を5/9から配布いたします。

中学生未満のお子様限定！ 30部、なくなり次第終了です。

◇ぜひご活用ください

【自動貸出機】カウンターへの立ち寄り不要！

【本用除菌機】一度に最大16冊程度、45秒で除菌OK！

◇5月の特集 『マンガでわかるってホント?!』

◇5月のおすすめ絵本 『いのちのえほん』

区分	書名	著者名
新刊案内 一般書	AIが職場にやってきた	ケビン・ルース
	瞬読見るだけノート	山中 恵美子
	毎日のラクベントう図鑑	長谷川 りえ
	栄光のスーパーロボットマジンガーZ勝利の記録	
	エンタメビジネス全史	中山 淳雄
	アントニオ猪木胸を打つ話	
	話す力が身につく5分間英単語	高橋 敏之
	完全版アリス物語	ルイス・キャロル
	あなたはここにいないとも	町田 そのこ
	言葉のいらないラブソング	河邊 徹
	化石少女と七つの冒険	麻耶 雄嵩
新刊案内 児童書・絵本	知識が広がる小学生の雑学・教養1200	「おもしろ雑学」編集室
	小学生のための絵がぐんとじょうずになる「色」の使いかた・ぬりかたレッスン	麻布アトリエ/監修
	世界の国からいただきます！	アレクサンドラ・ミジェリンスカ
	世にも奇妙な商品カタログ II	地図十行路
	あくたれラルフよいこになる	ジャック・ガントス
	パッピプッペポーのチョコさがし	あいはら ひろゆき

下川淵市民サービスセンター・公民館  
 担当・職員紹介

中島潤子 館長  
 柴田英之 地区運動会、体育委員  
 青少年健全育成会  
 青少年育成推進委員会  
 学びあい 人権 地域ふれあい  
 石井恵子 地区文化祭、青少年体験  
 金井悠 生涯学習奨励員支援  
 老人クラブ トライアングルエスタ  
 学びあい 人権 地域ふれあい  
 渡根木優子 子育て親子支援  
 自主グループ支援  
 子ども会 他  
 桑原和彦 地域づくり、地区社協  
 茂木信彦 窓口・証明発行担当  
 村山光 窓口・証明発行担当

また、同年七月十二日に前橋市役所庁舎のすぐ北西の三角公園跡に四階建て市庁舎が建設された。更に昭和三十年一月二十日に群馬郡清里村が合併し、同時に新高尾村鳥羽、大字中尾の金尾地区が前橋市へ編入した。同年四月一日に勢多郡木瀬村の上大島、天川大島、野中、女屋、東上野、上長磯の六大字が編入。木瀬村の六大字が前橋市へ編入後、木瀬村は知事の勧告により、荒砥村と合併して昭和三十二年(一九五七年)一月二十日に城南村を新設した。しかし、この旧木瀬村区域のうち小島田、下長磯、下大島、筑井の四大字の住民は納得せず前橋市への合併を主張し、村内において論争が絶えなかった。このため、群馬県合併調停委員の調停によって住民投票の結果、小島田、下長磯の二大字が、有効投票の三分の二以上の賛成を得て昭和三十三年十月十日に前橋市に編入した。

(参考文献・下川淵村誌『清水孝雄(亀里町寺家)』)

## 前橋市公民館の利用に係る許可の基準変更のお知らせ

令和5年4月1日より、前橋市公民館部屋利用基準が変更になりました。また、前橋市公民館利用団体登録要綱が制定されました。詳細は下川淵公民館までお問い合わせください。

### 【前橋市公民館の利用に係る許可の基準】

- 1 3人以上の団体であること。
- 2 団体の構成員の半数以上は市内在住、在勤又は在学であること。ただし、企業の住民説明会等本市市民の権利義務や生活利益等に影響を与える事業等に係る説明会などの事業を実施する団体の場合を除く。
- 3 利用許可申請に係る利用が、次のいずれの場合にも該当しないこと。
  - (1) 社会教育法（以下「法」という。）第23条の規定により禁止されている「営利、政治及び宗教行為」及び前橋市公民館条例第2条における公民館の設置目的（市民のための实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること）に反する利用と認めるとき。
    - ① 「営利」に該当するとき。（法第23条第1項第1号関係）
      - ア 学習活動等のうち、主たる目的が物品の売買又は企業の広告・宣伝にある等、営利を追求するものであるとき。
      - イ 企業等が不特定多数を対象とする有料の催し物で利用するとき。
      - ウ 企業等が入社試験及び面接会場として利用するとき。
      - エ 市民の学習活動等において、講師謝礼金が著しく高額であるとき。
      - オ 講師が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会、講座。
    - ② 「政治」に該当するとき。（法第1項第2号関係）
      - ア 政策又は政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、公民館利用者一般に対する示威的行為又は勧誘を伴うとき。
      - イ その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を害するような政治的活動で利用するとき。
    - ③ 「宗教」に該当するとき。（法第23条第2項関係）
      - ア 宗教に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、他の公民館利用者など不特定多数を勧誘する活動を行うとき。
      - イ その他公民館の宗教的中立性に対する市民の信頼を害するような宗教活動に利用するとき。
  - (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。（前橋市公民館利用に関する条例第3条第2号）
    - (具体例)
      - ① 犯罪行為又は犯罪等をあおり、そそのかす等の行為を伴う事業を行うとき。
      - ② 集団的又は常習的に暴力行為を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。
      - ③ わいせつな行為その他公序良俗に反する、または、青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うとき。
    - (3) 建物又は附属物を破損するおそれがあると認めるとき。（前橋市公民館利用に関する条例第3条第3号）
      - (具体例)
        - ① 建物の壁面、床面、天井、備付物品等を傷つける行為を伴う事業を行うとき。
        - ② 火の使用を認められている室以外の室において、火の使用を伴う事業を行うとき。
      - (4) その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。（前橋市公民館利用に関する条例第3条第4号）
        - ① 部屋の面積や利用方法等にかんがみ、著しく多い又は少ない人数で利用しようとするとき。
        - ② 室を二人以下で使用しようとするとき。
        - ③ 建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが当該工事等の支障になると認められるとき。
        - ④ 騒音、悪臭、振動等により他の使用者等に耐え難い苦痛をもたらすような事業を行うとき。
        - ⑤ 申請者自身に室を利用する意思がないにもかかわらず、利用の申請をしているとき。
        - ⑥ 飲酒を伴う行事を行うとき。
        - ⑦ 一つの団体が多くの回数利用しようとするとき。
        - ⑧ その他管理上の支障が生じることが、客観的な事実を照らして具体的かつ明らかに予測されるとき。
  - 4 3に該当するか否かを判断としない利用については、館長の判断により許可できるものとする。